

## スターワン大口円定期預金規定

### 第1条（適用範囲）

本規定は、スターワン大口円定期預金（以下本規定で「本預金」といいます。）にかかる取引に適用されます。

### 第2条（利息）

- 1.本預金の利息は、毎月の預入日の応当日を利払日とし、直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と預入日に約定された利率（以下、本規定で「約定利率」といいます。）により、第3項に従い計算され、各利払日にスターワン円普通預金に入金します。ただし、第一回利払日においては預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本規定において同様とします。）から当該利払日の前日まで、満期日においては直前の利払日から満期日の前日までの日数により同様に取り扱いします。
- 2.前項にかかわらず、預金者が選択した場合は、本預金の利息は満期日にこの預金とともに支払います。
- 3.付利単位は1円とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割り算は最後に行います。

### 第3条（期限前解約）

- 1.本預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- 2.当行がやむをえないものと認めて本預金を満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息は、預入日から解約日の前日までの日数と、預入日時点におけるその日数に相当する期間のこの預金の利率（ただし、約定利率を上限とします。）から0.02%を差し引いた利率（ただし、0%を下限とします。）により計算し、解約元本とともに支払います。
- 3.本預金の解約利息の計算にあたり、解約元本に対して解約日前に支払われた利息がある場合は、当該利息分を差し引いて計算します。なお、解約利息が解約日前に支払われている利息に満たない場合は、払戻元金から精算します。

### 第4条（他の規定の適用）

- 1.本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。
- 2.スターワン円定期預金規定第2条から第4条までの規定は、本預金に適用されます。

### 第5条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上